

長野市議会手話通訳及び要約筆記実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市議会の本会議における手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2 本会議を傍聴しようとする聴覚障害者で、手話通訳等を利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、原則として傍聴予定日の3日前（長野市の休日を定める条例(平成2年長野市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。）までに長野市議会手話通訳及び要約筆記利用申請書（別記様式）を長野市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

(通訳者の配置)

第3 議長は、第2の申請書を受理したときは、通訳に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。この場合において、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を利用者に通知するものとする。

(申請の内容の変更等)

第4 利用者は、申請の内容を変更する場合又は申請を取り下げる場合は、傍聴予定日の前日までに議長に届け出なければならない。

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、手話通訳及び要約筆記の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。